

契約業者各位

請負契約の適正な労働環境の確保について

松戸市契約課

質の高い市民サービスを提供するにあたっては、市との請負契約において、契約内容に適合した履行と良好な品質の確保を図らなければならない、そのためには、受注者における労働者保護も非常に重要であります。

松戸市では、請負契約に従事する方の労働環境に配慮し、受注者に対し、こうした趣旨を理解のうえ、次の事項に十分留意していただき、法令遵守していただくようお願いしています。

	項 目	内 容
1	労働条件等	☆就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正内容となっていること。 ☆36協定が労働基準監督署に届出されていること、また、その運用を含め労使協定は適正であること。 ☆就業規則が労働基準監督署に届出されていること、また労働者に周知されていること。
2	安全衛生関係	☆毎年定期的に健康診断を実施していること、また産業医・衛生管理者の選任は適正であること。 ☆事故報告書等の記録など、業務災害への対応状況は適正であること。 ☆分煙化の推進など、受動喫煙対策をおこなっていること。
3	労働時間の管理	☆労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していること。 ☆休暇・休日の取得状況及び管理は適切であること。
4	賃金	☆賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていること。 ☆時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていること。 ☆ <u>公共工事設計労務単価の上昇に伴い、技能労働者等への適切な水準の賃金の</u> <u>支払を行うこと。</u> (建設工事) ☆ <u>千葉県最低賃金に基づき適正な賃金を支払うこと。</u> (参考) 令和7年10月3日改正 【千葉県最低賃金】時間額：1,140円 (業務委託)
5	各種保険加入の手続き	☆社会保険・労働保険への加入を徹底すること。また、手続きの時期等が適切であること。
6	法定帳簿等の整備状況	☆法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていること。 ☆労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていること、また、労働者に対して交付していること。